

受託契約約款

株式会社うおいち 滋賀

目 次

第 1 条（趣旨）	2
第 2 条（会社の義務）	2
第 3 条（委託者の義務）	2
第 4 条（委託物品の引渡し）	2
第 5 条（委託物品の受領）	2
第 6 条（委託物品の保管）	3
第 7 条（委託物品の手入れ等）	3
第 8 条（委託物品の検査）	3
第 9 条（衛生上有害な物品等の受託拒否）	3
第 10 条（帳簿の閲覧）	4
第 11 条（受信場所）	4
第 12 条（送り状等の添付）	4
第 13 条（委託物品の上場）	4
第 14 条（卸売方法）	4
第 15 条（販売不成立の場合の処理）	5
第 16 条（再委託の禁止）	5
第 17 条（委託の解除等）	5
第 18 条（転送）	5
第 19 条（会社に事故あるときの処置）	6
第 20 条（販売後の事故処理）	6
第 21 条（委託手数料）	6
第 22 条（委託者の費用負担）	6
第 23 条（売買仕切書の送付）	6
第 24 条（売買仕切金の支払）	7
第 25 条（売買仕切金の精算）	7
第 26 条（再販売）	7
第 27 条（臨時開場日等の通知）	7
第 28 条（規定外事項の取扱）	7
第 29 条（管轄裁判所の指定）	7
第 30 条（約款の改廃）	7
付 則.....	7

第1条（趣旨）

大津市公設地方卸売市場水産卸売業者である株式会社うおいち滋賀（以下「会社」という）が大津市公設地方卸売市場（以下「市場」という）において行う卸売のための販売の委託の引受けは、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。）、大津市公設地方卸売市場条例（昭和63年条例第18号。以下「条例」という。）、大津市公設地方卸売市場条例施行規則（昭和63年規則第51号。以下「規則」という。）、その他関係諸法令によるほか、委託者との間に特約のない限り本約款によるものとします。

第2条（会社の義務）

会社は、委託者のために受託した物品の卸売を誠実に行ないます。

2. 会社が本約款に違反して委託者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負います。

ただし、天災地変、輸送遅延その他（戦争、テロ行為、暴動、公権力による処分・命令、ストライキその他の争議行為、輸送機関の事故、その他の不可抗力等）、会社の責めに帰することができない事由によって生じた損害についてはその責任を負いません。

第3条（委託者の義務）

委託者は、委託する物品については、次に掲げる事項に適合し、その商標信用を保証する責任を有するものとします。

- (1) 食品表示法に基づく食品表示基準（名称及び原産地表示等）
- (2) 食品衛生法上の基準及び規格

第4条（委託物品の引渡し）

委託者は、会社に対する委託物品の引渡しを本市場内の卸売場で行うこととします。

第5条（委託物品の受領）

会社は、委託物品を受領したときは、委託者に対して直ちにその物品の種類、数量、等級、品質、受領のときにおける物品の状態及び受領の日時を通知します。

ただし、受領の翌日までに売買仕切書を発送する場合は、売買仕切書の発送をもって受領の通知に代えることができることとします。

2. 前項の場合において委託物品について、種類又は品質の相違、損敗、数量の不足等異状を認めたとときは、会社は、受領後遅滞なく開設者の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記することとします。

ただし、委託物品の受領に委託者又はその代理人の立会があり、その了承を得られたときは、この限りでないこととします。

3. 会社は、委託物品の異状については、前項の確認を受け、その証明を得なければ、委託者に対抗することができないものとします。

第6条（委託物品の保管）

会社は、委託物品の販売が終了するまではその保管についての責任を負うものとします。

2. 会社は、会社の責めに帰すべき事由によって、委託物品の保管中に生じた腐敗損傷等により委託者の受けた損害について、その賠償の責任を負います。
3. 会社は、委託物品の卸売に当たりその一部を見本に供した場合は、その見本に供した物品に通常生ずる品質の損傷若しくは低下又は減量等については、その責任を負いません。

第7条（委託物品の手入れ等）

会社は、委託物品の性質に従い、その販売のため通常必要とする手入れ加工、その他の調製をすることができるものとします。

第8条（委託物品の検査）

会社は、委託物品の保管中その物品について国又は地方公共団体等の検査を受けたときは、すみやかに、その概要を委託者に通知します。

第9条（衛生上有害な物品等の受託拒否）

会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該物品の販売の委託を引き受けません。

- (1) 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が食品衛生上有害である場合
 - (2) 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が本市場において過去に全て残品となり販売に至らなかった生鮮食料品等と品質が同程度であると開設者が認める場合
 - (3) 会社が本市場における卸売の業務のために使用する卸売場、倉庫その他の施設の受入能力を超える場合
 - (4) 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等に関し、法令に違反し、若しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があった場合
 - (5) 販売の委託の申込みが条例第46条の規定により会社が公表した売買取引の条件に基づかない場合
 - (6) 販売の委託の申込みが本市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合
 - (7) 販売の委託の申込みが次に掲げる者から行われたものである場合
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）
 - ロ 反社会的勢力等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者
 - ハ 反社会的勢力等がその事業活動を支配する者
2. 前項各号に掲げる物品について、販売の委託があったとき、又は国若しくは地方公共団体等から売買を差し止められ、若しくは撤去を命ぜられたときは、会社は、開設者の指示に従って、これを処分することがあります。
 3. 第2項の処分によって生じた費用及び損害は、すべて委託者の負担とします。

4. 第2項の処分をしたときは、会社は、処分に関する開設者の証明書を添付し、速やかに、その旨を委託者に通知します。

第10条（帳簿の閲覧）

会社は、委託者から請求があるときは、次の各号に掲げる正当な理由がある場合を除いて、営業時間中、いつでも販売の委託を受けた物品の販売に関する諸帳簿及び書類の閲覧の求めに応じ、かつ、質問に応答します。

- (1) 会社に対し、卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合
- (2) 安定的な決済を確保する観点から会社の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合
- (3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

第11条（受信場所）

委託者からの会社に対する諸通信は、市場内における会社の事務所あてに行うものとします。

第12条（送り状等の添付）

委託者が会社あてに委託物品を出荷する場合は、その物品の種類、数量、等級、品質その他受領に関し必要な事項を記載した送り状又は発送案内をその物品に添えるものとします。なお、委託物品の運送を他人に委託する場合も同様とします。

2. 前項の送り状、又は発送案内をその物品に添付しないときは、委託者は、品質の相違、数量の不足、又は委託先の不明等による受領の遅延について、会社に対抗することはできないこととします。

第13条（委託物品の上場）

会社は、卸売ができる時刻までに受領した委託物品は、その受領後最初の卸売取引に上場するものとします。

2. 委託物品の上場順位は、市場到着の順とします。ただし、会社は委託者に著しく損害を与えるおそれがあることその他相当の事由があると認めたときは、委託物品の全部又は一部についてその販売順位を変更することができることとします。
3. 会社は、委託者に著しく損害を与えるおそれがあることその他相当の事由があると認めたときは、委託者の指示又は同意を受けて委託物品の全部又は一部についてその上場を第一項に掲げる翌日の卸売取引へと変更するか、翌日及びそれ以降の連続する営業日へ等量ずつ分割して上場することができることとします。

第14条（卸売方法）

委託物品の販売の方法は、会社の判断により、せり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法(一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法を「相対取引」という。以下同じ。)のいずれかの方法でできるものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、卸売業者は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、開設者が指示したときは、せり売り又は入札の方法により卸売を行います。
 - (1) 災害の発生等により入荷量が一時的に著しく減少し、当該市場の取引に支障を生ずるおそれがある場合
 - (2) 特定の産地に係る風評の被害の発生等により他の産地から出荷された物品に対する需要が一時的に著しく増大した場合その他市場における特定の物品に対する需要が一時的に著しく増大し、市場の取引に支障を生ずるおそれがある場合
3. 会社は、卸売の業務に、仲卸業者又は売買参加者以外の者を参加させることはできません。ただし、開設者が仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したときは、この限りではありません。

第 15 条（販売不成立の場合の処理）

会社は、委託物品の販売につき、相当の期間内に販売できないときは、その旨を委託者又はその代理人に通知し、その指図を求めることとします。

ただし、委託者の指図を待つと委託者に対し、腐敗、破損その他の事由によって著しく損害を与えるおそれがあると認められる場合においては、開設者の承認を受けて、その条件がなかったものとみなしてこれを販売することができることとします。

2. 前項の場合において損害が生じたときは、会社は、その賠償の責任を負いません。
3. 第 1 項ただし書の規定によって販売したときは、会社は、これに関する開設者への申請書を売買仕切書に添付して委託者に送付するものとします。

第 16 条（再委託の禁止）

会社は、委託者の要求又は同意がなければ、他の卸売業者に委託物品の販売を委託することはできないこととします。

第 17 条（委託の解除等）

委託者による販売委託の解除又は他の卸売業者への委託替えの申込みはその委託物品の販売準備着手前にかぎり、会社は、これに応ずるものとします。

2. 前項の申込みに応じた場合においては、会社が、委託の解除又は委託替えに応じたために要した費用を収受するものとします。

第 18 条（転送）

会社は、次の各号に掲げる場合であって、開設者の許可を受けたときは、委託物品を当該市場の仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をすることができるものとします。

- (1) 市場における入荷量が著しく多いか、又は市場に出荷された生鮮食料品等が仲卸業者及び売買参加者にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合
- (2) 仲卸業者及び売買参加者に対して販売をした後、残品を生じた場合
- (3) 他の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて、卸売業者からの卸売の方法以外の方法

によっては当該他の卸売市場に出荷されることが著しく困難である生鮮食料品等を、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合

(4) その他開設者が特に認める場合

第 19 条（会社に事故あるときの処置）

会社が卸売業者の資格を失ったとき、業務を停止されたとき又は売買を差止められたときは、未販売の委託物品及びその後に委託の申込みを受けた物品は、開設者の指示に基づいて処置するものとし、ます。

第 20 条（販売後の事故処理）

委託物品を販売し、これを買受人に引き渡した後において、市場取引の経験から予見し難い隠れた瑕疵があること又は委託者から事前に提供された情報と卸売した数量若しくは品質等に著しく差異があることを理由として、買受人から会社に対して販売代金の減額の申出があった場合であって、その申出について開設者が正当な理由があると認めたときは、会社は、それに相当する減額をします。この場合、会社は、開設者の証明書を添付して委託者にその旨を通知するものとし、ます。

第 21 条（委託手数料）

会社が委託者から収受する委託手数料は、卸売金額（卸売価格の合計額をいう。以下同じ。）から消費税額及び地方消費税額を控除して得た額に 100 分の 5.5 を乗じ、その乗じて得た額に標準税率に基づく消費税額及び地方消費税額を加えた金額とし、ます。

第 22 条（委託者の費用負担）

委託物品の卸売に係る費用のうち次に掲げるものは、これらに係る消費税額及び地方消費税額を加えて委託者の負担とし、ます。

- (1) 通信費（当該物品を販売するに当たって委託者等への連絡に要する費用）
- (2) 運送料（会社の当該物品の卸売場までの運搬費及び荷下しに要する費用）
- (3) 売買仕切金等の送金料
- (4) 保管料（委託物品を冷蔵その他の方法により保管をしたため特に経費を必要としたときはその費用）
- (5) 調製費（手入加工その他の調製につき特に経費を要したときはその費用）
- (6) その他会社が立替えた費用

2. 委託手数料及び前項各号の費用は、委託物品の卸売金額から控除するものとし、ます。

第 23 条（売買仕切書の送付）

会社は、委託物品の卸売をしたときは、その卸売をした翌日までに、当該卸売をした物品の品目、等級、価格、数量及び価格と数量の積の合計額、当該合計額に加える消費税額及び地方消費税額に相当する額、前条第 2 項の規定により控除すべき委託手数料及び費用の金額並びに差引仕切金額（「売買仕切金」という。以下同じ。）を記載した売買仕切書を委託者に送付するものとし、ます。

第 24 条（売買仕切金の支払）

売買仕切金の支払は、委託物品の販売をした翌日までに行うこととします。

ただし、特約がある場合についてはその特約した期日までに支払うものとします。

2. 委託者の要請等により売買仕切金を前項に定める期日までに現金で支払う場合の支払場所は、本市場内の会社の事務所とします。

第 25 条（売買仕切金の精算）

委託者は、委託物品の卸売金額が、委託手数料と第 22 条第 2 項の規定により控除すべき金額の合計額に満たないときは、会社に対し、速やかに、精算するものとします。ただし、委託者が引続き販売の委託をする場合には、次回の委託物品の売買仕切金に合算してこれを精算することができるものとします。

第 26 条（再販売）

会社は、買受人が卸売を受けた物品の引取りを怠ったため委託物品を再販売したときは、その卸売金額によって仕切を行うものとします。

ただし、再販売によって差損金を生じたときは、最初に販売したときの卸売金額によるものとします。

第 27 条（臨時開場日等の通知）

臨時の開場日及び休場日その他委託者に重要な関係を有する事項については、ただちに委託者に通知するものとします。

ただし、ホームページ等による掲載をもって、これに代えることができるものとします。

第 28 条（規定外事項の取扱）

法、省令、条例、規則、その他関係諸法令及び本約款に規定のない事項については、委託者と会社との協議の上、定めるものとする。

第 29 条（管轄裁判所の指定）

販売の委託に関する一切の事件に係る訴訟については、会社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。

第 30 条（約款の改廃）

この約款の改廃は、取締役会の決議によるものとします。

付 則

この約款は、平成 19 年 10 月 1 日から実施する。

この約款は、令和 2 年 11 月 1 日から実施する。